

重要なお知らせ

古物営業法改正に伴い、古物業者は 令和2年 3月31日までに 「主たる営業所等届出書」を 提出する必要があります。

古物商許可証をお持ちの方全員が対象となります

主たる営業所等届出書

主たる営業所等届出書

その他の営業所又は古物市場

その他の営業所又は古物市場

以下の場合も届け出が必要です

- ・ 個人事業主で自宅で営業している
- ・ 営業所が1つしかない
- ・ 1つの県にしか営業所がない

必要提出書類

◎営業所が1つの場合

「主たる営業所等届出書」のみを提出します。

◎営業所が複数の場合

複数の公安委員会で許可を受けている場合は、「主たる営業所等届出書」と「その他の営業所又は古物市場」を提出します。

※書類は警視庁のHPからダウンロードできます

http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/smph/tetsuzuki/kobutsu/youshiki/shinsei_kobutsui.html

古物商と古物市場主は平成30年10月24日から改正法の**全面施行日前日(令和2年3月31日)**までに「主たる営業所」を管轄している公安委員会に対して「主たる営業所等の届け出」をする義務があります。**この届出を期限内に提出していない場合は改正法の全面施行日以後、許可が失効し、許可失効後に営業を継続した場合は無許可営業として3年以下の懲役・100万円以下の罰金が処せられます。**また、古物営業法違反での許可取消しの場合、5年間は許可取得ができなくなります。

届出に関するご質問は、各都道府県の警察署までお問い合わせ下さい